

令和3年第1回臨時会（8月4日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和3年第1回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（8月4日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○町長あいさつ	16
○閉議及び閉会の宣告	17
○会議録署名	18

飯綱町告示第114号

令和3年第1回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 3年 7月30日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 3年 8月 4日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 (1) 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例
(2) 工事変更請負契約の締結について
(3) 飯綱町農業委員会委員の任命について
(4) 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和3年第1回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和3年第1回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年8月4日（水曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第48号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第49号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第50号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第51号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清 水 均 | 2番 | 風 間 行 男 |
| 3番 | 中 島 和 子 | 4番 | 目 須 田 修 |
| 5番 | 瀧 野 良 枝 | 6番 | 原 田 幸 長 |
| 7番 | 石 川 信 雄 | 8番 | 荒 川 詔 夫 |
| 9番 | 伊 藤 まゆみ | 10番 | 清 水 満 |
| 11番 | 樋 口 功 | 12番 | 渡 邊 千賀雄 |
| 13番 | 原 田 重 美 | 14番 | 青 山 弘 |
| 15番 | 大 川 憲 明 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	池内武久
教育長	馬島敦子	総務課長	徳永裕二
企画課長	土屋龍彦	住民環境課長	藤沢茂行
産業観光課長	平井喜一朗	建設水道課長	笠井順一

事務局職員出席者

事務局長	梨本克裕	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和3年第1回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年第1回飯綱町議会臨時会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。議員各位には何かとお忙しい中、臨時議会を招集いたしましたところ、定刻までにご出席頂きまして厚く御礼申し上げます。

東京オリンピックが開催されており、連日、日本選手の活躍に沸いておりますが、一方では首都圏を中心に新型コロナウイルス感染症が異常な速さで急拡大しております。お盆など、これからが帰省客や観光客のピークを迎える時期であります。町民の皆さんに首都圏への往来を控えるとか、マスク着用など感染予防対策の一層の徹底など強く呼びかけていきたいと思っております。

さて、本臨時議会にご提案申し上げます案件は、条例改正が1件、工事請負契約の変更が1件、人事案件が2件の計4件であります。

飯綱町手数料条例の一部を改正する条例は、マイナンバーカードの発行等の事務が、地方公共団体情報システム機構からの委託事務になったことに伴う条例改正であります。

工事請負契約の変更は、鳥居新橋修繕工事における床板の解体工法を変更したことによる、工事請負契約を減額するものであります。

人事案件は、農業委員会委員の任期途中の退職に伴う、新たな任命に関する件と固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、新たに選任する件の2件であります。人事案件につきましては、ご提案の際に、詳細にご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます。開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、9番 伊藤まゆみ議員、10番 清水満議員、11番 樋口功議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました、令和3年第1回飯綱町議会臨時会の会期及び日程について説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案については、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程であります。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎議案第 48 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 3、議案第 48 号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 48 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第 48 号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

現在、個人番号カード（マイナンバーカード）の再発行、通知カードの再交付については、町手数料条例により交付手数料を徴収しています。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、発行主体が市町村ではなく、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、マイナンバーカードの再交付等に係る手数料の徴収事務については、機構よりの市町村に委託することとなったため、町における徴収条例の対象外となりました。マイナンバーカードの再交付及び通知カードの再交付手数料の項目を削除するといった改正内容になります。

法改正施行が令和 3 年 9 月 1 日施行となっておりますので、同日で町条例についても改正したいといった内容でございます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 49 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 49 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 49 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 1 ページをご覧ください。

令和 2 年 11 月 4 日に議決をいただきました鳥居新橋修繕工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものです。

提案をいたしました変更の内容は、工事請負契約金額の変更であります。6 月の全員協議会で説明させていただいた時点の状況は、まだ確実な内容が出ていないということで精査中であり、概ね 500 万円前後の金額の変更があるのではないかということでお話させていただいておりましたが、工事請負契約金額を 497 万 2 千円減額し、変更後の契約金額を 5,552 万 8 千円と

し、請負者、株式会社上野組と工事変更請負契約を締結しようとするものです。

工事内容の主な変更につきましては、道路面になります床板の解体工法について、床板部を解体し取り外すブロック解体工法からそのままの場所ではつって解体するブレーカーによる解体工法に変更したことによるものです。

工事請負契約約款第 18 条及び第 19 条の規定に基づく設計変更に伴いまして、工事請負契約金額を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

関係法令は地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、飯綱町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 議席番号 8 番、荒川詔夫です。ただ今上程された議案第 49 号について、3 点質問させていただきます。

1 点目は、ただ今ご説明ございましたように、事後処理案件であると理解しております。この変更に至った経緯については、6 月全員協議会で種々説明をいただいたと思いますが、再度、なぜ、変更に至ったかその理由を含めて、その時期について、まず 1 点お聞かせいただきたいと思ひます。

2 点目、このような事例の場合、入札をやり直さず、契約内容について問題がないかどうか、お尋ねします。

3 点目、ただ今説明ございましたように、工法の変更により工事期限も 2 か月延びたということで、普通であれば工事期限が長くなれば当然価格も上がると理解しておりますけれども、工事変更協議により低廉な価格で契約をしたいと。ここは一定の理解を示しますが、工事変更による今後の道路の橋の維持管理を含めて、耐用年数についてお聞かせいただきたい。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。1点目の、なぜこの変更に至ったかという内容でございます。当初、先ほどお話したとおりブロック工法という工法で工事を進める内容でした。これについては、床板自体を釣り上げて別の場所に移動して修繕を行い、また元に戻すというような工法でした。しかし、当初の見込みより橋の傷みが酷く、既存の橋のため、橋を釣り上げることにより枠が変形してしまう可能性があるということから、ブロック工法を止めてその場で壊すブレイカー工法というものに変更したというものでございます。この変更内容につきましても、最初から工法がいくつかあるわけですが、安全面を考えてブロック工法というもので当初見積もりがされておりました。これについては、ブレイカー工法というその場で壊す工法ですと、橋を作業中に傷めてしまう可能性が高かったために当初の見積もりではそちらの工法ではなく、ブロック工法であったという内容でございます。それによって、今回、工事の途中で橋の補強もしながら進めているということもございまして、釣り上げることによってもっと傷めてしまうことを防ぐために行ったという内容でございます。

それから、2点目の改めて入札をしないのかということですが、これについては、工事を進める中で、実際にどのくらい金額が変更するか、業者と協議を行って進めていくわけでございます。これについては、軽微な変更というところまでが軽微かという話にもなりますが、工事全体の10%程度の内容の工事であれば、協議の中で進めていくという状態になります。ましてや今回につきましては、増額ということではなく減額になるということもございまして、通常協議の中で進めさせていただいたということでございます。

3点目の今後の維持管理等でございますが、今回直すと一般的には50年位が耐用年数となるかと思っております。ただ、実際に傷みが酷かったりする場合については、その都度修繕なりをしなければいけないのですが、国も橋りょうの点検については、5年に1度するようになっていきますので、その内容で今後維持管理を行っていくということになるかと思っております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 関連です。当初、契約書に基づいて契約されたわけですが、先ほど

軽微の変更で10%程度ということで特に問題ないということですが、契約上、その条項が盛り込まれているかどうか、1点お聞きしたい。

それと、耐用年数の関係。今、一般的には50年位であるが、国の指示で橋りょうは5年に1度検査をしながら安全性を保つということで、今後取組みを行うということです。けれども、私の聞いたことは、工法の変更による長短はどうでしょう、という質問をしましたので、もう一度お聞かせいただけますか。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。1点目の条項なりで盛ってあるかという内容でございますが、契約書の約款の中で、その辺の内容については示してあります。ただ、パーセントを細かく示してあるかは、今わからず申し訳ございませんが、約款で協議しながら進めるという内容で表記してあります。

2点目ですが、もう一度内容をお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 工法変更によって、耐用年数、あるいは維持管理を含めて、その長短についてどうであるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

○建設水道課長（笠井順一） ありがとうございます。工法を変えたことによって、耐用年数が延びる延びないという部分については、特に変わるというか動きはないと思っています。長野県建設技術センターの管理のもと工事を行っておりますので、工法を変えたことによる耐用年数の長短はないと考えております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 議席番号4番、目須田修です。この数字の変更、少なくなっております。

もし、先方から報告がなかったら、見積の満額を支払うという形になったかどうか、お聞かせください。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。特に先方から話があるなしということではなくて、先ほどお話した長野県建設技術センターの工程監理のもと行っております。ですので、現場の仕様の内容、それから工事途中の経過等を検査しながら進めておりますので、これについては、特にお話があったから減ったわけではなく、実際の現場の監理によって内容の確認をしているところでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 50 号 飯綱町農業委員会委員の任命についてを議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 50 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 議案第 50 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、提案理由等についてご説明をさせていただきます。議案書及び議案の提案説明書 2 ページ上段をご覧ください。

大字倉井〇〇番地〇、穂谷周一氏が令和 3 年 3 月 31 日、町長及び農業委員会の同意を得て、農業委員会委員を辞任いたしました。

農業委員の欠員に伴い、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員として任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

提案をいたしました小林仁司氏につきましては、大字倉井〇〇番地に在住で、現在 68 歳でございます。川西組より適任者であると推薦されています。

なお、任期につきましては、前委員の残任期間になりますので、任命の日から令和 5 年 12 月 31 日まででございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第 51 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 51 号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 51 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 51 号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ下段をご覧ください。

固定資産評価審査委員会の委員が欠けたことにより補欠の委員を選任したので、議会の承認を求めるものでございます。

はじめに経過等からご説明申し上げます。昨年 11 月 4 日の臨時会において議会の同意をいただき、選任しました倉井在住の小林仁司委員より、本年 6 月 23 日付で一身上の都合により委員を辞任したい旨の届出がありました。小林氏につきましては、前の議案のとおり農業委員会委員として同意をいただいた訳ですが、地方税法により固定資産評価審査委員会の委員は農業委員会の委員の職を兼ねることができないとされているところでございます。また、地方税法において、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、補欠の委員を選任しなければならない。この場合において議会が閉会中であるときは、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができるかとされており、補欠の委員を選任した場合においては、選任後

最初の議会において事後の承認を得なければならないとされているところです。これらの規定に基づき、小林委員の後任に次の補欠委員を選任しましたので、この選任した補欠委員について承認を求めるものでございます。

補欠委員につきましては、住所が大字豊野〇〇番地〇の松木洋二氏で、昭和〇年〇月〇日生まれの方でございます。長らく長野県職員を勤められ、税務課、用地課を担当するなど本職務に精通しておられる方です。

任期は、地方税法により前任者の残任期間とされていることから、選任した本年6月28日から令和5年11月8日までとなります。

関係法令は、地方税法第423条第4項から第6項でございます。

以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第51号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については、原案のとおり

り承認することに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第1回臨時議会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。ただ今は、ご提案申し上げました総ての案件につきまして、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

開会のあいさつでも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症は終息が見えず、飯綱町においても宿泊業、飲食業を始め様々な業種に厳しい状況が出てきております。先日も、食品衛生協会の役員がお見えになり、飲食業のみならず、肉野菜、お酒などの小売業においても、外食の自粛や宴会の中止などにより、経営維持は極めて厳しい状況に追いやられ、支援を強く要望されていきました。

9月議会にコロナ対策関係予算を計上していきたいと考えておりますが、一部の業種だけではなく農業、工業などを含めた、総合的な経済対策の必要性を感じております。国や県の動向にも注視していきますが、町独自にどんな対策が打てるか。議会のご協力を頂く中で検討していきたいと考えております。

新型コロナワクチン接種についてですが、年代順に予定通り進んでおります。基礎疾患のある方、教育や福祉の関係者などは別枠で進めており、ワクチンの配分が計画通りに実施されれば、11月上旬にはワクチン接種を希望された方々への接種を完了する予定であります。

少し憂慮していますことは、年代が若くなるにつれて、ワクチン接種を希望しない人が、多くなる傾向が出てきていることです。接種に対して理解と協力を求めていくことも必要かと感じております。

最後に私事で恐縮ではありますが、7月22日に開催された私の後援会の役員会において、町長選挙への立候補を表明致しました。自分の気持ちとしては、年齢的なこと、小学校や保育園

の統合、それに伴う施設の新設、後施設の利用や地域の活性化、子育て支援策や福祉や医療の支援、在宅介護の支援、農業における六次産業化とコメやりんごのブランド化、農林産物の直売場の整備と統合、主要な農業用水路の改修、スキー場問題の解決、役場庁舎の建設など合併当時、課題と呼ばれてきた事業をある程度解決してきたことなどから、今期でという考えもありました。しかし、合併時に大きな問題であった水道事業、なかなかストップがかからない少子高齢化と人口減少、もう一つ実感できない生活の安定や幸福感の具現化、ますます広がる格差の是正、地域や集落の活性化に不可欠な多様な人材の育成や確保など課題は残されております。これらの問題を解決していくために、もう1期立候補し、住民の皆さんと一体となって、素晴らしく発展してきた飯綱町をもっと発展させていきたい。確固たる飯綱町を築きたい。そんな強い気持ちから決意した次第であります。

本日議会で表明させていただいたことは、公式な場において正式に、意思表示したことになると認識しております。2期8年、いろいろな仕事ことができましたのは、議会のご支援、ご協力、ご理解があったからこそであると強く感じております。深く感謝申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和3年第1回飯綱町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

9 番

10 番

11 番